上下歴史文化資料館防水改修工事

図　番	図　面　名　称
Ａ－　００	表紙・図面リスト
Ａ－　０１	建築改修工事特記仕様書（1）
Ａ－　０２	建築改修工事特記仕様書（2）
Ａ－　０３	配置図
Ａ－　０４	１階平面図
Ａ－　０５	２階平面図
Ａ－　０６	立面図
Ａ－　０７	断面詳細図
Ａ－　０８	部分詳細図
Ａ－　０９	照明設備配線図

訂正

府中市建設部
都市デザイン課

工事名
上下歴史文化資料館防水改修工事

図面名称
表紙・図面リスト

縮尺
－
A1-200%、A2-141%、A3-100%

作成年月日
R08. 09. 04

図面番号
A-00

Ⅰ．工 事 概 要 等

1．工事名称　：　上下歴史文化資料館防水改修工事
2．工事場所　：　府中市上下町上下1006
3．敷地面積　：　1,382.37㎡
4．構造規模　：　木造　地上2階建
　　延床面積643.10㎡
5．工事種目　：　防水工事

6．別途工事　：（　あり　・　(なし)　）

7．調査協力について
　本工事は工事中及び完成後、次の調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。
（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）
（2）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
（3）公共建築物木材利用率例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出、発注者の調査実施への協力等）
8．公衆災害防止措置
（1）工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
（2）上記について、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること。
（3）掘削作業前には、必ず既存の設備図面や施設の改修履歴等を確認し、配線・配管の有無を確認すること。また、掘削作業時は、必要に応じて、設備業者に立会を依頼すること。
9．現状復旧
　工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状復旧を行うこと。
10．主要資材等
（1）主要資材を購入しようとする場合は、極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし、予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
（2）当該工事に使用する砂については、海砂（県外産を含む）を使用しないこと。
（3）この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。

Ⅱ．建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（令和７年版）」以下、「標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
（1）項目は番号に○印のついたものを適用する。
（2）特記事項は○印のついたものを適用する。
　◎印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　○印と ※ 印のついた場合は共に適用する。
（3）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は、全て受注者の負担において遅滞無く行うこと。
（5）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対処等について、監督職員と協議すること。
（6）材料及び製造所等の記載は順不同である。

章		項　　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①	適用基準等	※公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次による ※建築物解体工事共通仕様書　令和４年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2	電気保安技術者 ［1．3．3］	※配置する
	3	工事実績情報の登録 ［1．1．4］	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、主任監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を主任監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。 （本業種が付帯の場合は、元請業種で登録等を行う。）
	4	施工条件 ［1．3．5］	下記以外は現場説明書による。 ・施工時間帯　（※指定あり　　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　　） ・資機材置場　（※図示　・　　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　　）
	⑤	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。
	⑥	発生材の処理等 ［1．3．12］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 　処理方法（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの 　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 　・第一次判定 　現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 　採取箇所数　計　箇所 　採取箇所　※図示 　・第二次判定 　専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 　分析個数　計　箇所 　・除去処理工事 　除去範囲　※図示 ・せっこうボードの処理 　・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第９章環境配慮改修工事による 　・ひ素・カドミウム含有せっこうボード 　・製造業者に回収委託 　・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード 　・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （1）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市、呉市、福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし、建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること。（原則、県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うもののの中から、運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお、広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる。
	7	建設発生土	※　現場説明書の施工条件明示による。 ・　構内指示場所に堆積 ・　構内指示場所に散き均し
	⑧	環境への配慮 ［1．4．1］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする。 （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 （2）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 （3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 （4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」 とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。
	⑨	材料の品質等 ［1．4．2］	材料・機材等の品質及び性能 （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既調合モルタル	可動間仕切
既調合目地材	移動間仕切
ルーフドレン	トイレブース
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	屋上緑化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

⑩	石綿含有建材の調査 ［1．5．1］	調査 ※ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（　　） ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3、JIS A 1481-4又はJIS A 1481-5
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・図示　・

11	施工数量調査 ［1．6．2］	調査範囲　※外壁（庇、笠木共）　・屋根　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通しているひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、調査結果を立面図等に記載し、ひび割れ等の集計表を添えて監督職員に提出する（必要に応じ写真等を添付する。）。
12	調査のための破壊部分の補修 ［1．6．3］	補修方法　※図示 補修範囲　※図示
13	技能士 ［1．7．2］	技能士においては、積極的な活用を図ること。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り	タイル張り作業
	建築大工	大工工事作業
	建築板金	鋼製下地工事作業
		内外装板金作業
	左官	左官作業
	内装仕上施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
		カーペット系床仕上げ工事作業
		ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
耐震改修工事	とび	とび作業
	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	建築配管作業
	路面表示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	造園工事作業

14	化学物質の濃度測定 ［1．5．10］ ［1．7．10］	測定対象室及び測定箇所数は図示による。 （1）ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。 測定箇所は仕上表による、施工方法は施工条件明示による。 パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。 ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。 ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する。 ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。 ③測定 イ　②の状態のままで測定する。 ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。 ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。 ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること。 （2）木材の防腐・防蟻処理剤は、クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する。 （3）保温材、断熱材、緩衝材については、ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする。 （4）塗料、壁紙、仕上塗材、合板、接着剤等で屋内に面するものについては、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする。 （5）屋内に面して用いる材料は、上記（2）～（4）に適合した上で、揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め、（1）の規定を満たすこと。
15	中間検査	※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）
16	工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 （1）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 （2）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分、その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分、及びその他監督職員が指示する箇所は、適切に写真等を整備するものとする。 （3）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向、主要箇所、主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※電子ファイル（PDF形式）により、１８電子納品に含めて提出 ・ （4）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は、施工前・施工後の写真を監督職員の指示により提出するものとする。 （5）保管 工事写真のデータ等は、受注者において工事完成後３年間保管すること。
17	完成時の提出図書	（1）完成図書　※提出を要する 【規格・提出部数】※原則、電子ファイル（CADデータ及びPDF形式）により、１８電子納品に含めて提出する。（電子データによる提出が困難なものについてはこの限りでない。） （2）完成図 【完成図の種類】（※全て　・　　） 【作成方法】 ①原則としてCADにて修正を行う。このとき、図面枠内の適当な位置に「完成図」と表示すること。 ②施工図・保全に関する資料で、完成図として提出すべきものについては、監督職員の指示による。 【規格・提出部数】※電子ファイル（CADデータ及びPDF形式）により、１８電子納品に含めて提出 ※　その他施設管理用図書（製本等）が必要な場合は、監督職員の指示により部数等を決定する。 （3）建物仕様に関する資料（保全マネジメントシステム） 「建築物等の利用に関する説明書」を参考にし、監督職員が指定する様式で作成する。 ※建物基本情報 ※型式台帳
18	電子納品	電子納品対象工事とし、「電子納品・電子検査事前チェックシート（営繕工事用）」により監督職員と事前に協議した対象書類について、電子媒体により提出する。電子成果品の作成については「営繕工事電子納品要領」による。 【提出部数】　２　部 （本業種が付帯の場合は、元請業種へ技術資料等を提供する。）
19	工事中情報共有システム	（1）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。 （4）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合、協力しなければならない。
20	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
21	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
22	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
23	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 基準風速　Ｖｏ＝３０ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　◎Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　）
24	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。
25	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は、労働安全衛生法第３０条第２項に基づき、当該工事について、同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する。 ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは、本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること。
26	実施工程表 ［1．2．1］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし、工事全体を把握して作成し、監督職員の承諾を受ける。
27	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月の月末に１回提出すること。
28	保証書	次の工事について保証書を提出すること。

工事区分	材　料　名	保証年数	備　　考
◎防水改修工事	・アスファルト防水	年	漏水の場合等
	◎改質アスファルトシート防水	年	漏水の場合等
	・合成高分子ルーフィング防水	年	漏水の場合等
	・塗膜防水	年	漏水の場合等

29	コンクリートの試験 （8.8.1～6）	※コンクリートの強度試験 公的機関又はこれに準ずる機関で行う。ただし、調合管理強度の管理試験用及び型枠取外し時期の決定用については、生コン工場試験室でもよい。
30	工事区分表	工事区分表による

2 仮設工事

①	騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート　［2．1．3］ 防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲
②	足場等	［2．2．1］［表2．2．1］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・設置しない 防護シート　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・設置しない 内部足場　・設置する（※ 脚立、足場板等　・　　）　・設置しない 材料、搬出材等の運搬方法　・Ａ種　※ Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　） Ｄ種：利用可能な階段（　　）
③	既存部分の養生	［2．3．1］ 養生方法等 ・ 既存部分の養生方法　※ ビニルシート、合板等による　・ ・ 既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・ ・ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ ビニルシート等（取外し再取付を行う） 保管場所　※ 構内既存施設内　・ ・ 固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※ 行う（図示） 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
4	仮設間仕切り	［2．3．2］［表2．3．1］ 仮設間仕切りの種別及び材質等 ・Ａ種　※ Ｂ種　・Ｃ種　・図示 Ａ、Ｂ種の仕上げ材 ※ せっこうボード（GB-R 厚さ9.5mm）　・合板（普通合板 厚さ9mm） Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　※ 行わない　・行う Ａ種のグラスウールの充填 ※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材３２Ｋ厚５０mm） ・行わない 仮設扉の種別　・木製（合板張り程度）　・鋼製　・
5	監督職員事務所等	［2．4．1］ ※ 設ける 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による。
6	工事用水	構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない
7	工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない
8	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
⑨	工事現場の表示	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm） 仕様等の詳細は営繕課HPの「現場掲示板について」を参照のこと。
⑩	交通誘導員	※配置する　・本業種が付帯の場合は、元請業種で配置する ・別途工事で配置する（工事名：　　） ※大型車両進入時　（　）人／日　・常時配置　（　）人／日 ・（　　）作業期間　（　）人／日
11	快適トイレ設置工事	現場説明書による。

訂正

府中市建設部
都市デザイン課

工事名	上下歴史文化資料館防水改修工事
図面名称	建築改修工事特記仕様書（１）
縮尺	－
	A1-200%、A2-141%、A3-100%
作成年月日	R08.09.04
図面番号	A-01

3 防水改修工事

1 降雨等に対する養生方法

※ 改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。 [３．１．３]
・

2 既存防水の処理

既存保護層の撤去 ・行う（範囲 ※ 図示 ・ ） [３．１．４] [３．２．３、４、６]
・行わない
既存防水層の撤去 ・行う（範囲 ※ 図示 ・ ）
・行わない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
（ ・ M4AS ・ M4ASI ・ M4C ・ M4DI ・ L4X）

3 既存下地の処置

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等 ※ 図示 [３．２．６]
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置 ※ 改修標準仕様書3.2.6(4)(ｶ)(g)①～③による ・
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
※ 図示。ただし、図示が無いものは監督職員と協議する

4 アスファルト防水

屋根保護防水 [３．３．２～５]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３			※ポリエチレンフィルム 厚さ 0.15mm以上 又はフラット ヤーンクロス 70g／m2程度	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え ※JIS R 1250 ・
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※Ｂ－２				
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		（材質） JISA9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種ｂＡ（スキン層付き） （厚さ）（mm） ※25 ・50 ・	※フラット ヤーンクロス 70g／m2程度 ・	
・Ｐ１ＢＩ	・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書3.3.3から表3.3.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.4による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）
平場の保護コンクリートの厚さこて仕上げ
こて仕上げ ※ 水下 80mm以上
床タイル張り ※ 水下 60mm以上
乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの。
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。

（品質・性能）

分類・規格		・ 窯業系パネル Ⅰ類	・ 金属複合板
寸法（mm）	厚さ（mm）		
	幅（mm）		
寸法の許容差		厚さ：＋10%、－5%、幅：±1%	
出荷時の含水率		出荷時において10%以下	－
曲げ強さ・曲げモーメント（Ｎ・ｃｍ）（スパン40ｃｍにおける単位幅1ｃｍあたりの曲げモーメント）	標準時	550以上	300以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400以上（300）	250以上（300）
吸水率（%）		20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		３００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	３００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。（明らかに吸水しないと認められるものは耐凍結融解試験を省略できる。）
耐衝撃性能		質量500g（窯業系パネルⅠ類は1,000g）のなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。	質量500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下。
剛性（Ｅ×Ｉ）（スパン40ｃｍ幅30ｃｍの中央曲げ時に荷重720Ｎの時、たわみ4mm以下となる剛性）		－	80,000Ｎ・ｃｍ2以上

（試験方法）
（１）寸法の測定方法
（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
（幅）供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央１箇所の幅寸法を、JIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの1級コンベックスルール又は、JIS B 7516「金属性直尺」に規定する目量が1mmの1級直尺を用いて測定する。
（２）曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前、同試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）なお、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。
（３）吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。
（４）難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。
（５）吸水による長さ変化率試験は、試験体（幅40mm×長さ160mm×素材厚さ）を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又は JIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（Ｌ1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。
24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（Ｌ2）を測る。
吸水による長さ変化率（ΔＬ）は、次式によって求める。
（ΔＬ）＝ （Ｌ2 － Ｌ1）／ Ｌ1×１００ ΔＬ ：吸水による長さ変化率（%）
Ｌ1：乾燥時の標線間の長さ（mm） Ｌ2 ：吸水時の標線間の長さ（mm）
（６）耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。100、200、300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
凍結融解操作の試験条件は、試験片の切断小口面をあらかじめシールし、5～35℃の清水中に24時間浸せきさせた後、凍結融解試験装置の槽内に設置し、-20±3℃の気中で約2時間の凍結20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする。
（７）耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号Ｓ2対辺単純支持方法による。
試験体の大きさは、4号（長さ400mm、幅300mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもりとし、記号（Ｗ１－1000）、質量1,000gとする。試験体を支持装置で支持して、堅固な床に水水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する。

5 改質アスファルトシート防水

屋根露出防水 防水層の種別 [３．４．２、３]

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率の防水	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	
・M3D ・POD	・D-1 ※D-2			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2		JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材 (種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 ・ (厚さ)（mm） ※25 ・50	・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.3.7から表3.3.9による ・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）
・
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.3.8から表3.3.9による ・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）
・
脱気装置の種類 ※ アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・
脱気装置の設置数量 ※ アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ （個）

屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※ 図示 ・
屋内防水

工法	種別	施工場所
・Ｐ１Ｅ ・Ｐ２Ｅ	・Ｅ－１ ※Ｅ－２	

Ｅ－１の場合で工程３を行う部位（ ※ 貯水槽、浴槽等常時水に接する部位 ・ ）
保護層 ・設ける（ ※ 図示 ・ ） ・設けない
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度
屋上排水溝 ・図示 ・

6 合成高分子系ルーフィングシート防水

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による ・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）
・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）
・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による ・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）
・
脱気装置の種類 ※ 改質アスファルトシートの製造所の指定 ・
脱気装置の設置数量 ※ 改質アスファルトシートの製造所の指定 ・ （個）
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度
絶縁断熱工法の防水湿シート
・設置する
・設置しない

[３．５．２～４] [表３．５．１～３]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・POS ・S4S	・S-F1			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン
	・S-F2					・適用する	・設ける
	・S-M1			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	・設けない
	・S-M2					・適用する	
・S3S	・S-F1			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2					・適用する	
・M4S	・S-M1			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-M2					・適用する	
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1		改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)(b)による (種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 ・ (厚さ)（mm） ※25 ・50	・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・SI-F2					・適用する	
	・SI-M1		改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)(a)による (種類) ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 ・ (厚さ)（mm） ※25 ・50	・	・ ※製造所の仕様	・適用する	
	・SI-M2					・適用する	

Ｓ－Ｆ１、Ｓ－Ｍ１、Ｓ－Ｆ２、Ｓ－Ｍ２の仕様
※ 非歩行用 ・ 軽歩行用
ＳＩ－Ｍ１及びＳＩ－Ｍ２における防湿用フィルムの設置
※ 設置しない ・ 設置する
ＳＩ－Ｍ２の絶縁用シートの材種
※ 発泡ポリエチレンシート ・
Ｓ－Ｍ２及びＳＩ－Ｍ２の立上り部の工法
※ 接着工法（立ち上がり面のシートの厚さ ※ 1.5mm ・ ） ・ 機械的固定工法
屋内防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗厚	保護層 平場のモルタル塗り 工法	保護層 立上り部の保護モルタルの塗厚
・P-1S	・S－C1	・	・	・ 床塗り ・ 下地モルタル塗り ・	※ 7mm以下 ・

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ ・
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による ・
・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料構成による区分 ※ R種
厚さ （ mm以上）
絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質
※発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質及び寸法形状
※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ0.4mm以上のもの
・
脱気装置の種類及び設置数量
接着工法の場合の脱気装置の種類 ※ ルーフィングシートの製造所の仕様 ・
接着工法の場合の脱気装置の設置数量 ※ ルーフィングシートの製造所の仕様 ・ （個）
プレキャストコンクリート部材下地の自地処理（接着工法の場合）
・ 行う（ ・ 図示 ・ ） ・ 行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）
・ 行う（ ・ 図示 ・ ） ・ 行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1章 適用区分による風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法

7 塗膜防水

防水層の種別 [３．６．２、３]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・ＰＯＸ	※Ｘ－１ ・Ｘ－２ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２Ｈ		※２成分形アクリルウレタン樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系 ・	※主材料の製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・Ｌ４Ｘ	・Ｘ－１ ※Ｘ－２ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２Ｈ		・	※主材料の製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
・Ｐ１Ｙ	※Ｙ－２					保護層 ・設ける ・設けない
・Ｐ２Ｙ	※Ｙ－２					保護層 ・設ける ・設けない

Ｘ－１（絶縁工法）の脱気装置の種類 ※ 主材料の製造所の仕様 ・
Ｘ－１（絶縁工法）の脱気装置の設置数量 ※ 主材料の製造所の仕様 ・ （個）

8 シーリング

シーリング改修工法の種類 [３．７．２、３、３．７．７]
・ シーリング充填工法
・ シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法
・ ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り ・ 適用する ・ 適用しない
エッジング材張り ・ 適用する ・ 適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

仕上げを行わない施工箇所
・ 図示による ・ 打継目地
シーリング材の目地寸法 ※ 改修標準仕様書3.7.3(1)による ・
接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験

9 とい

といの材種 ・ 配管用鋼管 [３．８．２、３]
・ 硬質ポリ塩化ビニル管
・ ルーフドレン
・ 表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類 ・ ）
ルーフドレン

種別		呼び
・ ろく屋根用たて形Ｉ型	※ねじ込み式	・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150
・ ろく屋根用横形Ｉ型	※ねじ込み式	・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150
・ バルコニー中継用	・ねじ込み式	・ 50 ・ 80 ・ 100
	・差し込み式	・ 50 ・ 75 ・ 100
・ バルコニー用	・ねじ込み式	・ 50 ・ 80 ・ 100
	・差し込み式	・ 50 ・ 75 ・ 100

とい受け金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔
※ 改修標準仕様書表3.8.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの
・
多雪地域 ・ 適用する
防露材のホルムアルデヒド放散量
※ Ｆ☆☆☆☆ ・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ※ 図示
鋼管製といの防露巻き ※ 改修標準仕様書表3.8.4による ・
たてどい受金物の取付け ※ 図示 ・

10 アルミニウム製笠木 鋼製笠木

[３．９．２、３]
種類 ・ 押出形材形（ ・ 押出250形 ・ 押出300形 ・ 押出350形 ）
・ 板材折曲げ形（ ・ オープン形式 ・ シール形式）
本体幅（ ）mm 板厚（ ※ 2.0mm ・ mm）
表面処理 種別（ ）種
色合等 ・ 標準色（ ） ・ 特注色（ ）
既存笠木等の撤去 ・ 行う（範囲 ※ 図示 ・ ）
・ 行わない
下地補修の工法 ※ 図示 ・
板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※ 図示 ・
笠木の固定金具の工法等
1章 適用区分による風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法

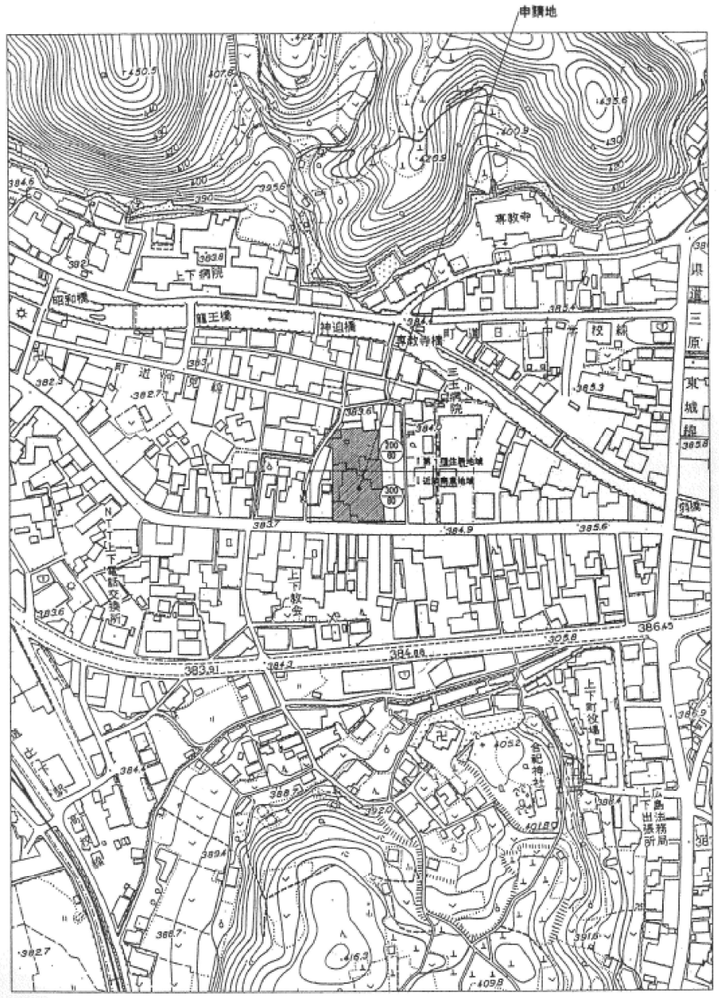
防水改修フロー及び数量
・ 既存保護層の補修及び処置

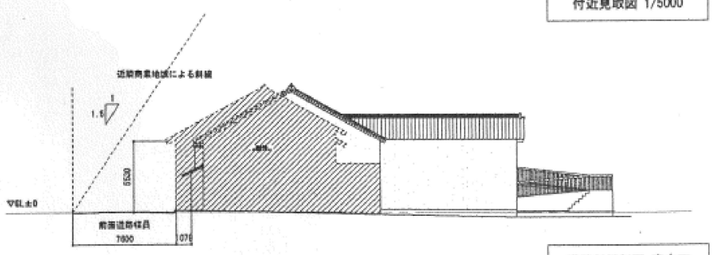
防水面調査（施工数量調査）

ひび割れ部補修	欠損部改修	浮き部補修	ぜい弱部補修	既存目地欠損部補修	既存目地欠損部補修（脱気に利用する場合）			
アスファルト防水工事用シール材（幅2mm未満） 0m	Uカットのうえ、ポリウレタン系シーリング材（幅2mm以上） 0m	ポリマーセメントモルタル補修 0m	ポリマーセメントモルタル補修 0m2	撤去のうえ、ポリマーセメントモルタル補修 0m2	ケレン等のうえ、ポリマーセメンペースト補修 0m2	アスファルト防水工事用シール材 0m	ポリマーセメントモルタル補修 0m	既存目地撤去のうえポリウレタン系シーリング材 0m

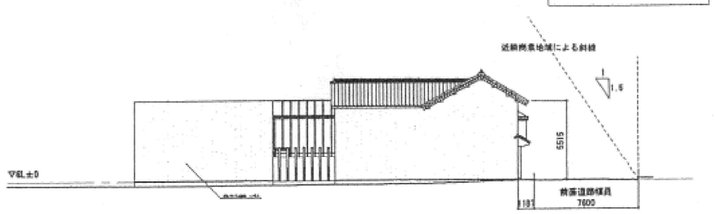
シーリング改修	
シーリング再充填工法	
mm× mm 0m	mm× mm 0m

訂正		工事名 上下歴史文化資料館防水改修工事	縮尺 － A1-200%、A2-141%、A3-100%
府中市建設部 都市デザイン課		図面名称 建築改修工事特記仕様書（２）	作成年月日 R08.09.04 図面番号 A-02

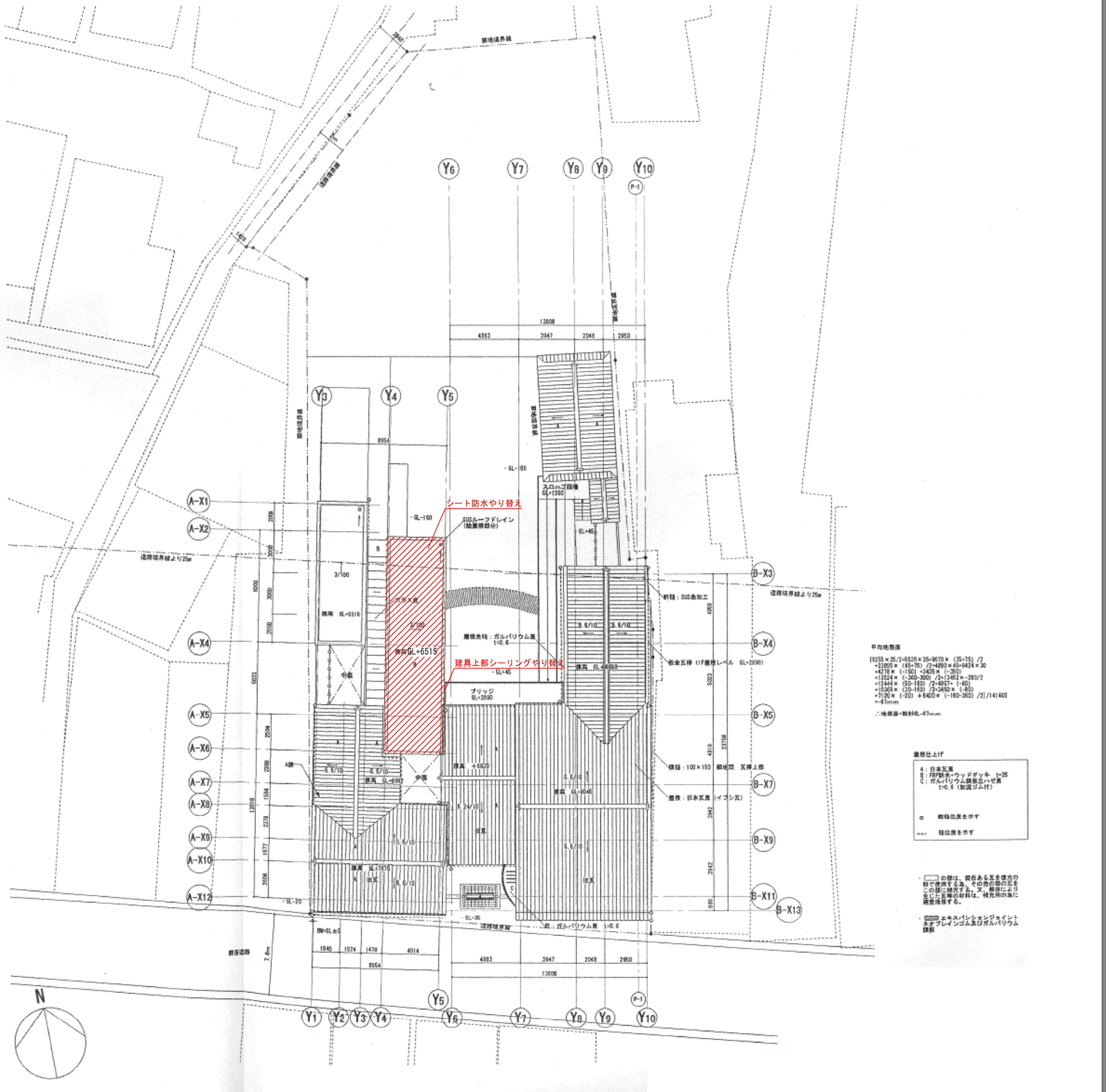




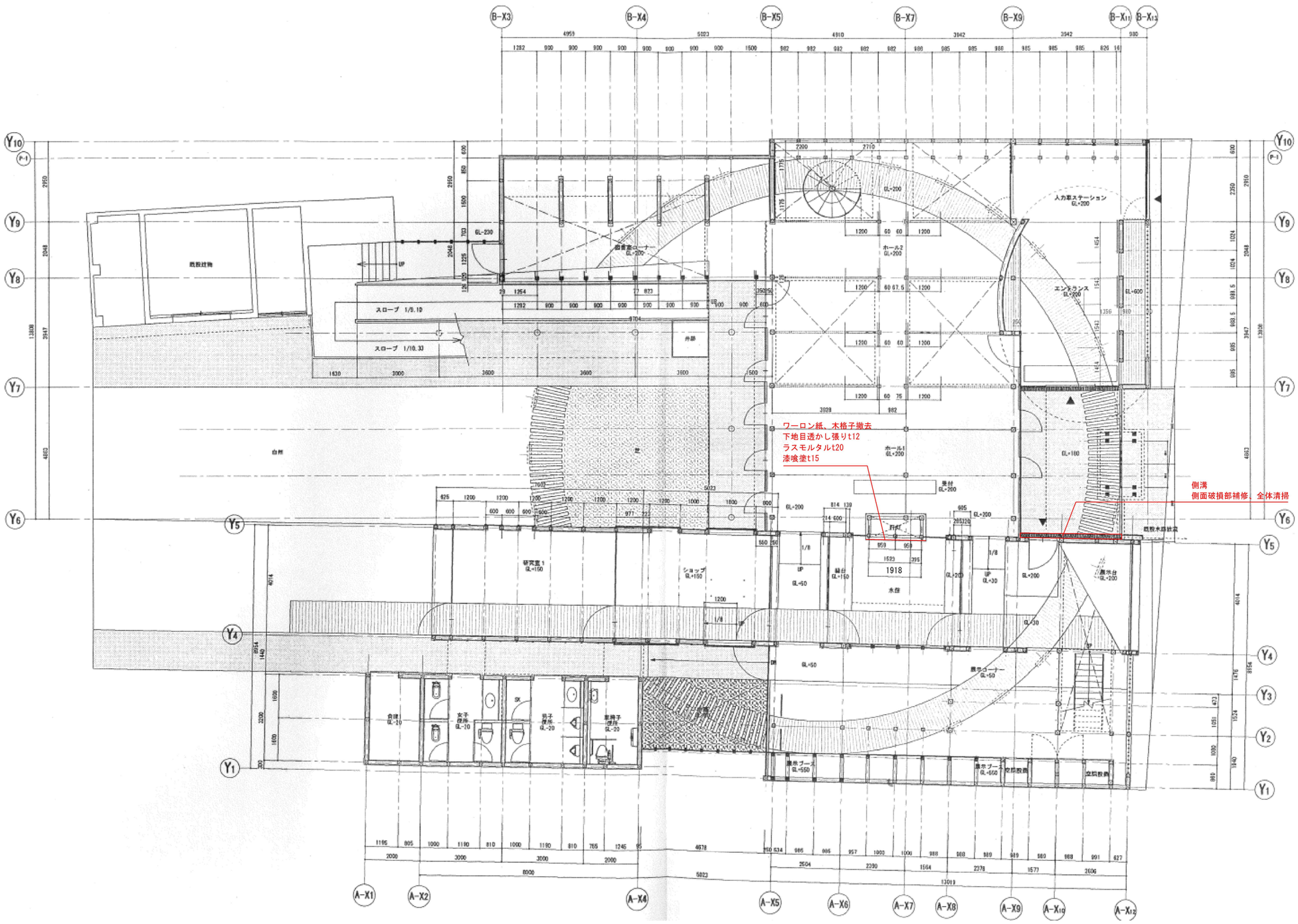
道路斜線制限 東立面



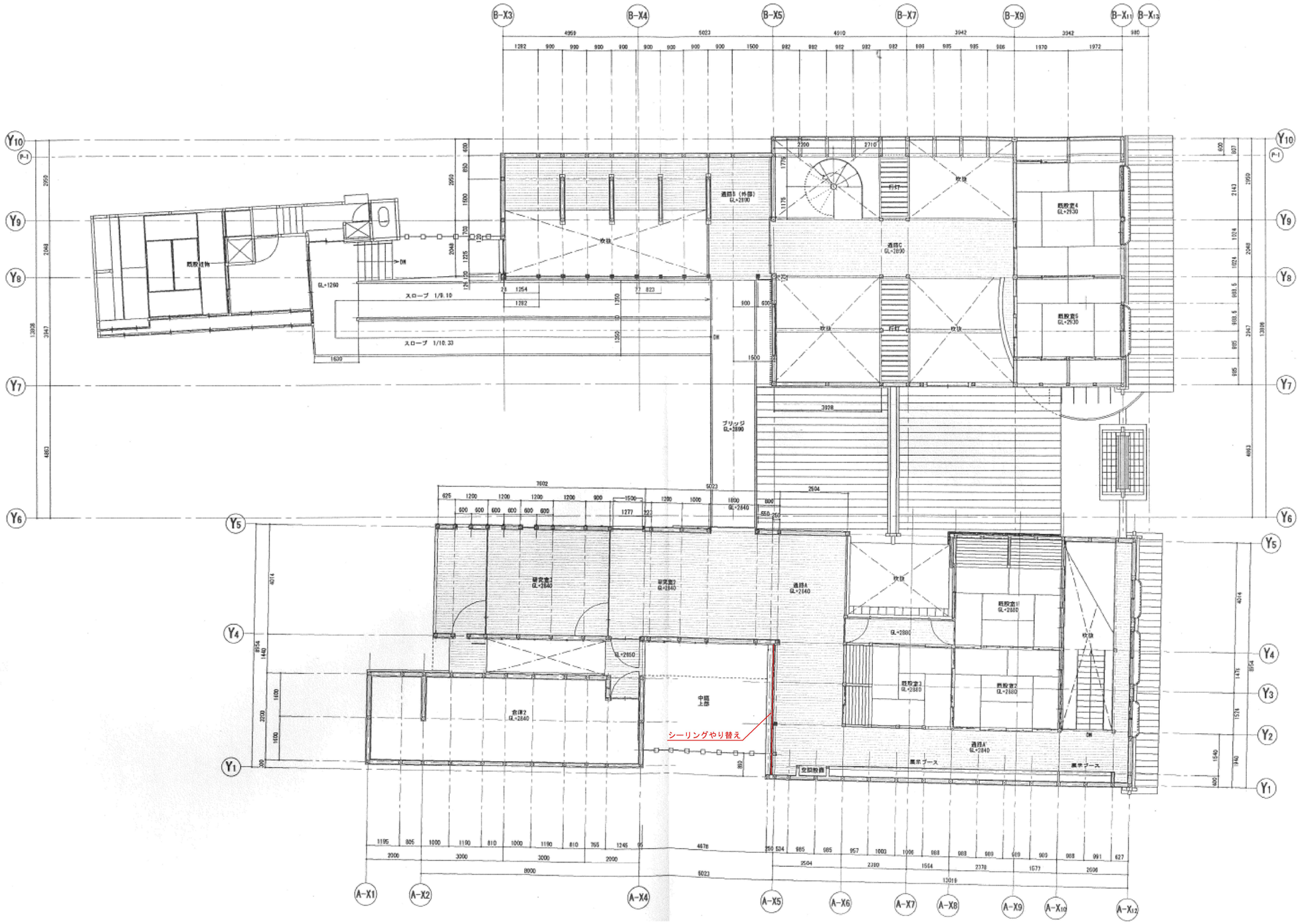
道路斜線制限 西立面



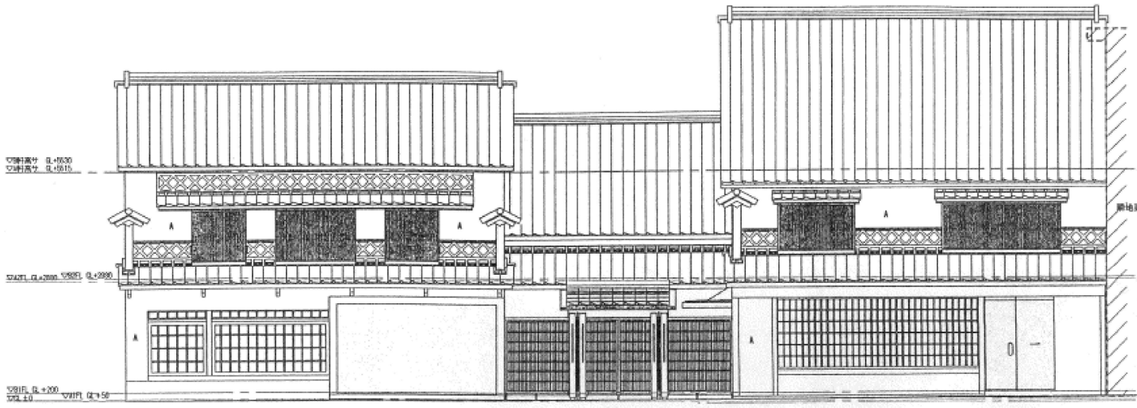
訂正		府中市建設部 都市デザイン課		工事名 上下歴史文化資料館防水改修工事	縮尺 1/300 A1-200%、A2-141%、A3-100%
				図面名称 配置図	作成年月日 R08. 09. 04 図面番号 A-03



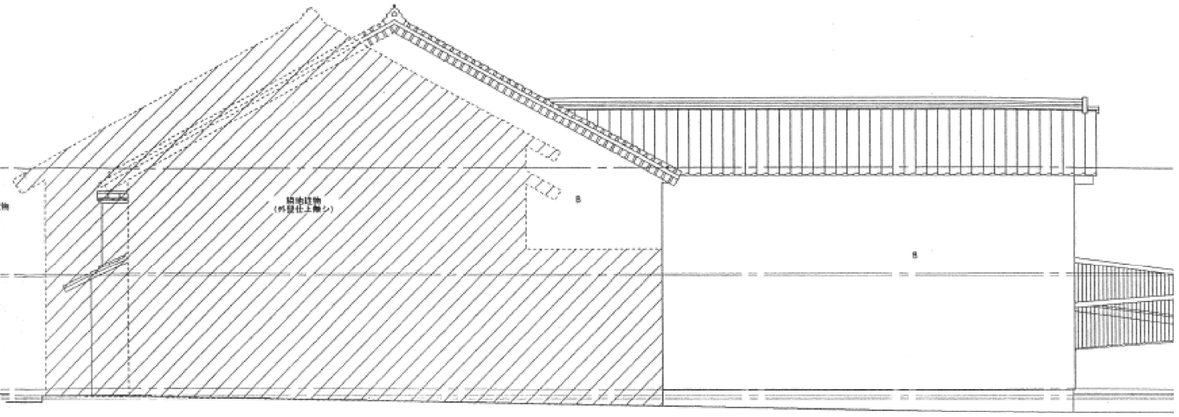
訂正	府中市建設部 都市デザイン課		工事名 上下歴史文化資料館防水改修工事	縮尺 1/150 A1-200%、A2-141%、A3-100%	作成年月日 R08.09.04
			図面名称 1階平面図		図面番号 A-04



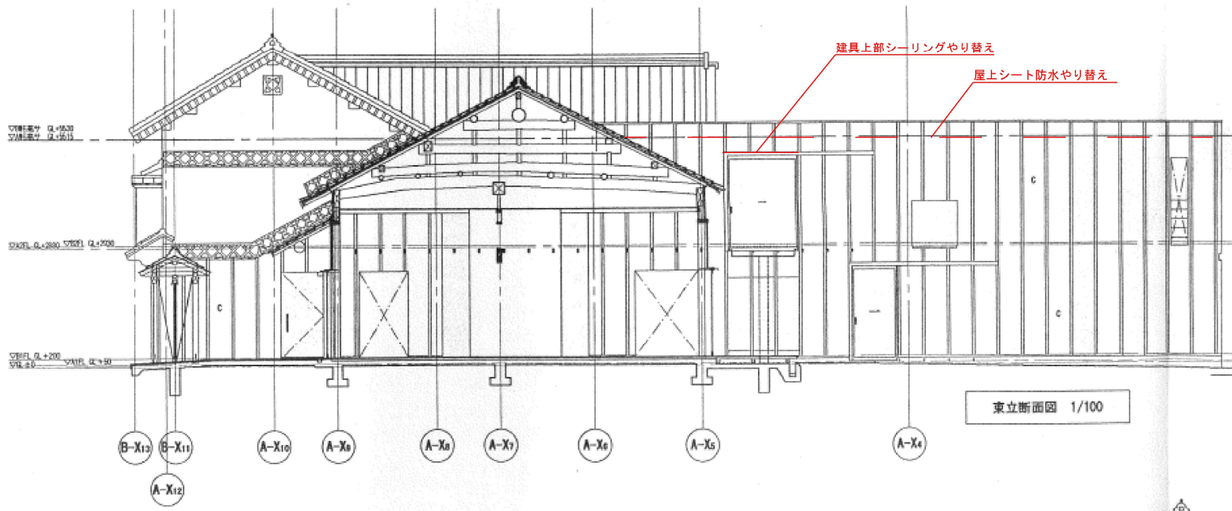
訂正	**府中市建設部 都市デザイン課**		工事名 上下歴史文化資料館防水改修工事	縮尺 1/150 A1-200%、A2-141%、A3-100%	作成年月日 R08.09.04
			図面名称 ２階平面図		図面番号 A-05



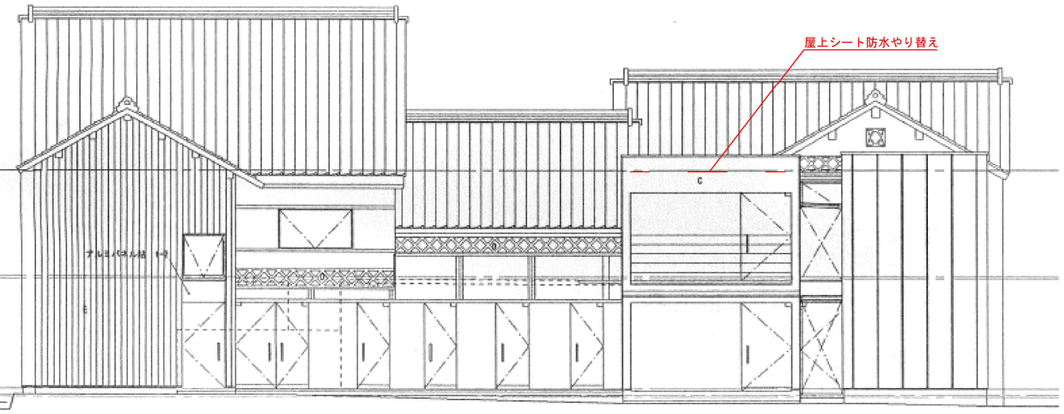
南立面図　1/100



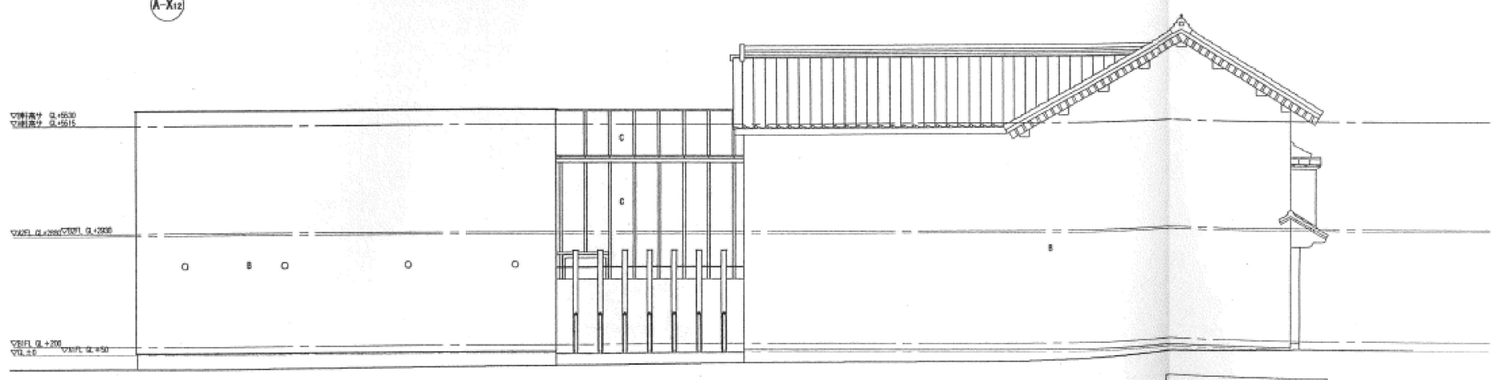
東立面図　1/100



東立断面図　1/100



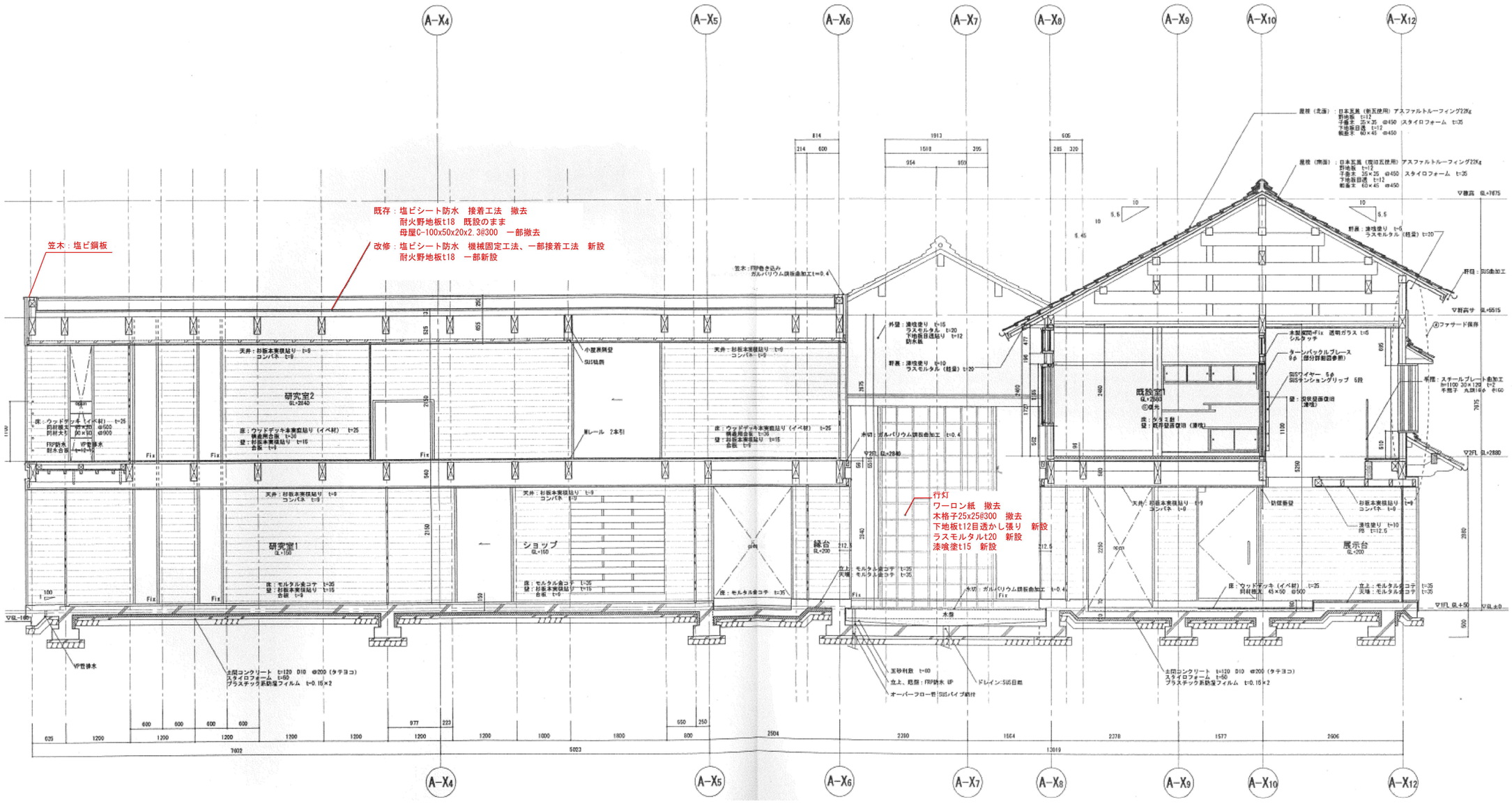
北立面図　1/100



西立面図　1/100

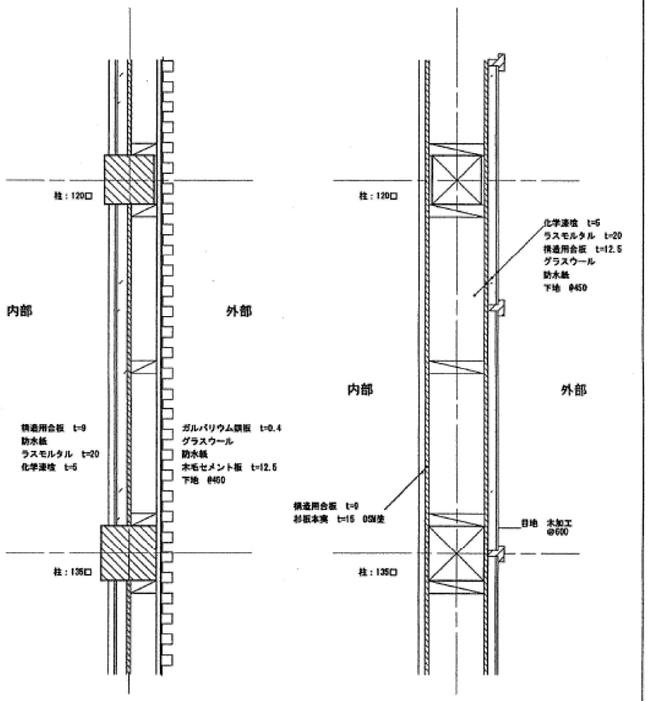
外部仕上表
A:ファサード庇弁　特記なき限り、現状の外壁を保存し、美装を行い、再現修復する。
B:金属壁　ガルバリウム鋼板　t=0.4　スパンドレル加工
C:大壁漆喰　化学漆喰　金ゴテ仕上　t=5　下地板目透　防水紙　ワイヤラス#10　モルタルt=20
D:海鼠壁　イブシ瓦平物+化学漆喰　金コテスタッコ　下地板目透　防水紙　ワイヤラス#10　モルタルt=20
E:杉本実貼　杉本実　t=15　縦貼り

訂正	府中市建設部 都市デザイン課		工事名 上下歴史文化資料館防水改修工事	縮尺 1/150 A1-200%、A2-141%、A3-100%	作成年月日 R08.09.04
			図面名称 立面図		図面番号 A-06

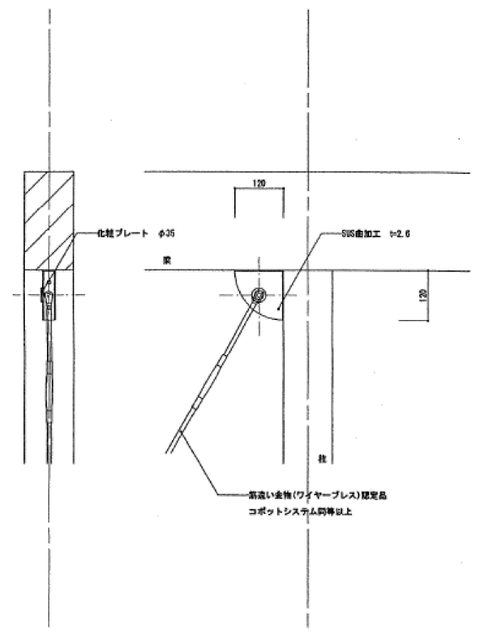


訂正	府中市建設部 都市デザイン課		工事名 上下歴史文化資料館防水改修工事	縮尺 1/80 A1-200%、A2-141%、A3-100%	作成年月日 R08.09.04
			図面名称 断面詳細図		図面番号 A-07

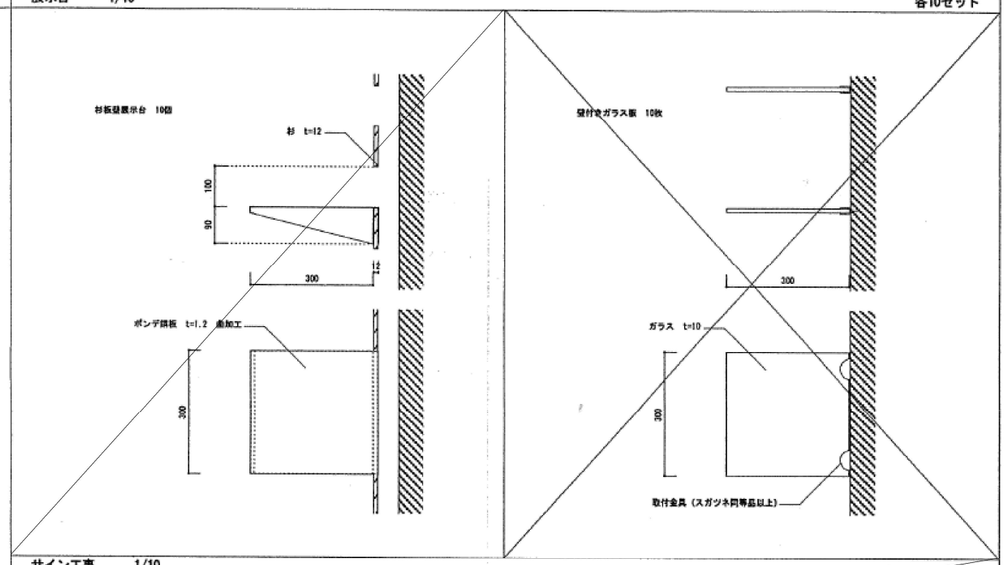
一般壁詳細図　1/10



ワイヤーブレス化粧板詳細図　1/10



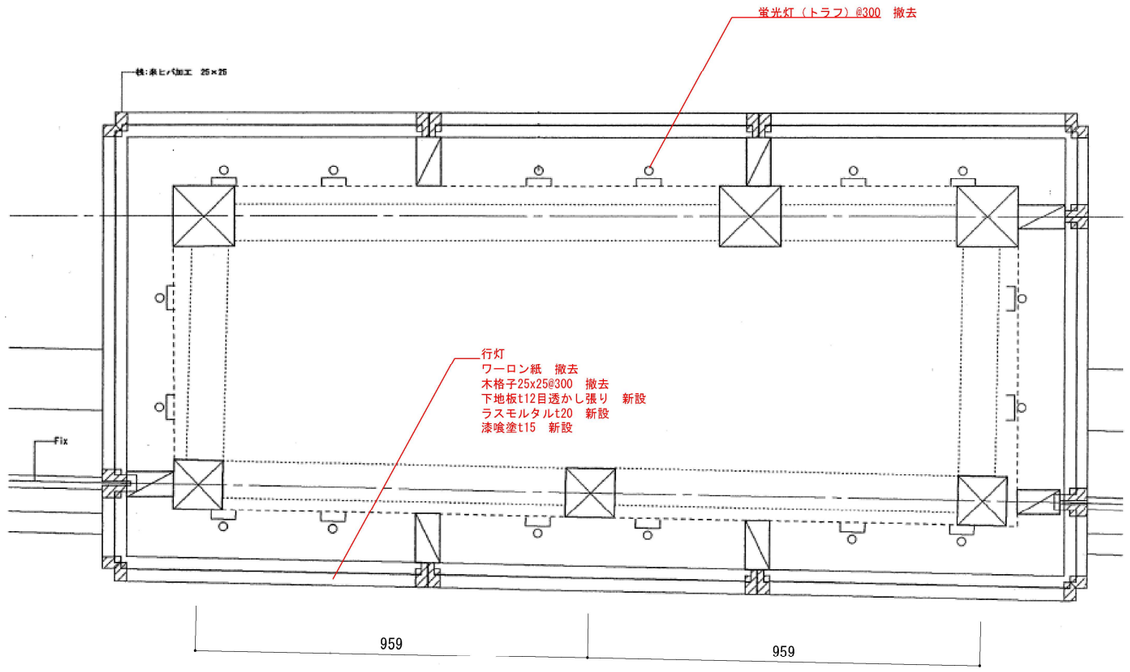
展示台　1/10　各10セット



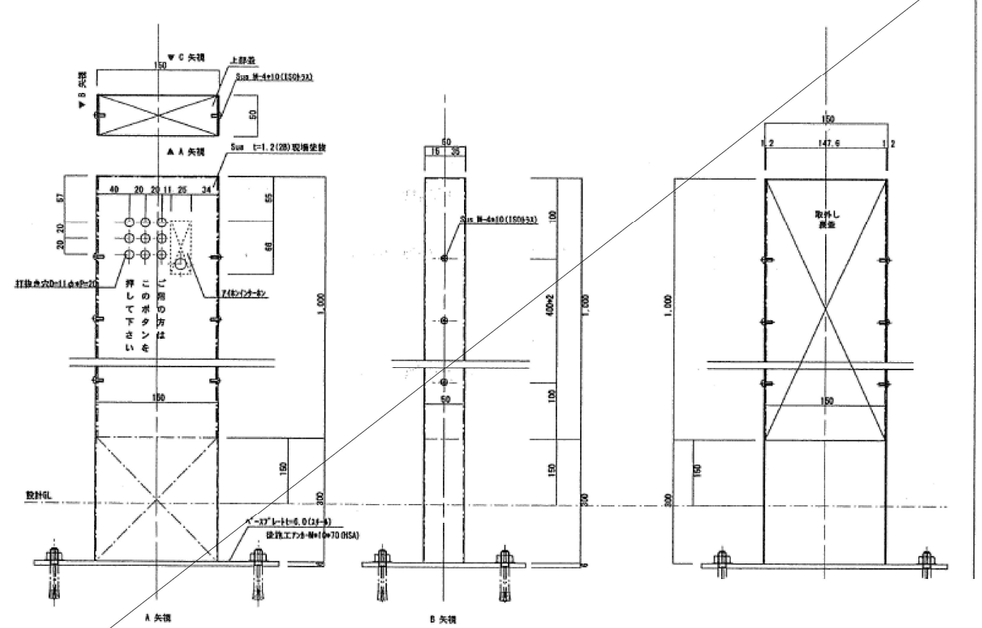
サイン工事　1/10



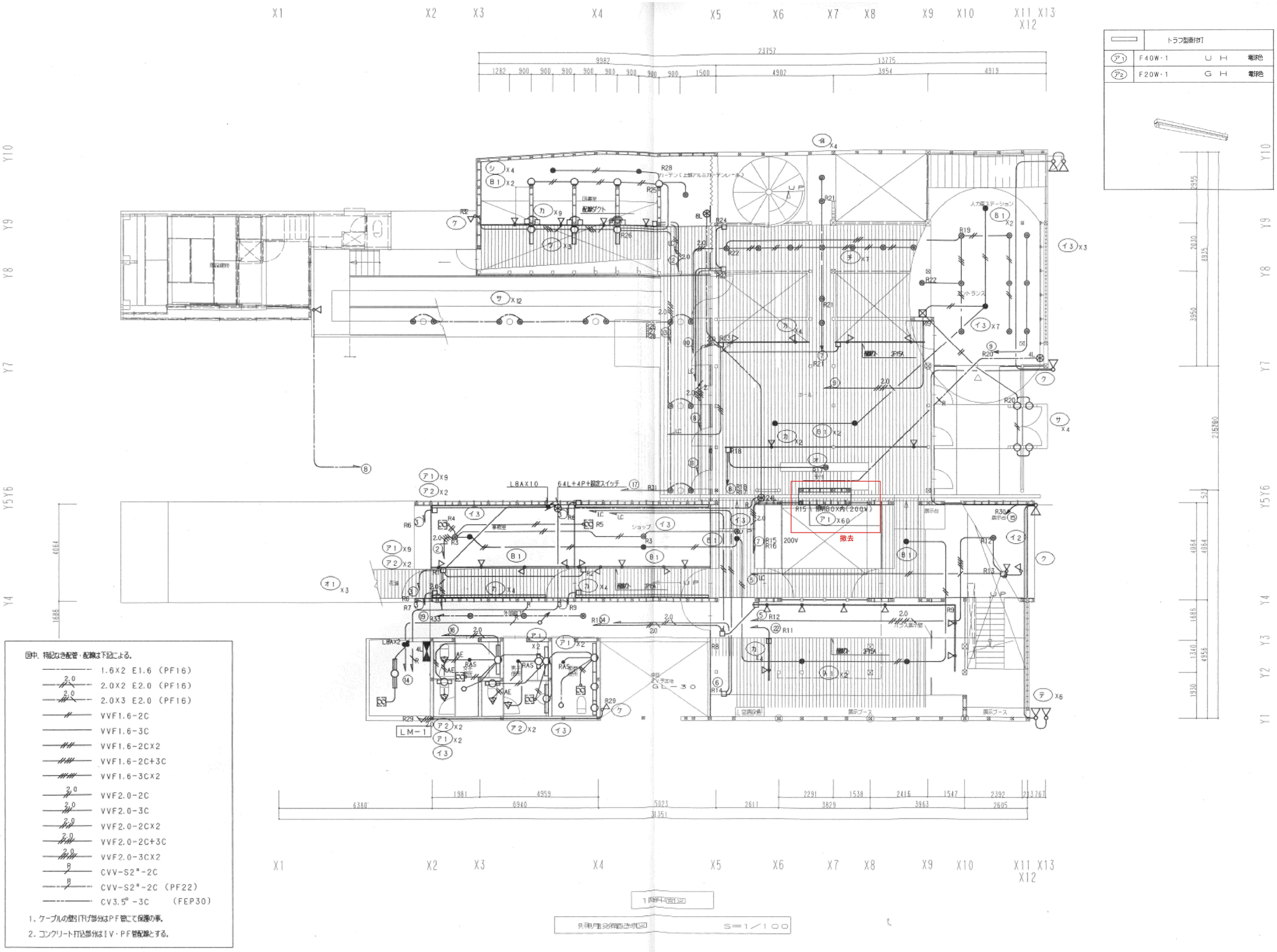
行灯詳細図　1/10



インターホン　1/10　3台



訂正		府中市建設部 都市デザイン課	工事名 上下歴史文化資料館防水改修工事	縮尺 1/15 A1→200%、A2→141%、A3→100%	作成年月日 R08.09.04
			図面名称 部分詳細図		図面番号 A-08



図中、特記なき配管・配線は下記による。

- 1.6X2 E1.6 (PF16)
- 2.0X2 E2.0 (PF16)
- 2.0X3 E2.0 (PF16)
- VVF1.6-2C
- VVF1.6-3C
- VVF1.6-2CX2
- VVF1.6-2C+3C
- VVF1.6-3CX2
- VVF2.0-2C
- VVF2.0-3C
- VVF2.0-2CX2
- VVF2.0-2C+3C
- VVF2.0-3CX2
- CVV-S2°-2C
- CVV-S2°-2C (PF22)
- CV3.5°-3C (FEP30)

1. ケーブルの壁引込部分はＰＦ管にて保護の事。
2. コンクリート打込部分はＩＶ・ＰＦ管配線とする。

府中市建設部 都市デザイン課		工事名 上下歴史文化資料館防水改修工事	縮尺 1/150 A1-200%、A2-141%、A3-100%	作成年月日 R08.09.04
		図面名称 照明設備配線図		図面番号 A-09